平成２２年（フ）第３０９号
仙台市青葉区錦町２丁目３番４―203号
債務者　早出　ゆき
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
仙台市宮城野区小田原３丁目５番25号　サンフラワーＢ棟201
債務者　鈴木　淑美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
仙台市太白区西多賀１丁目13番30号　エムアンドエムⅢ―201
債務者　佐藤　信弘（旧姓都竹）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山１丁目２番17号
債務者　古座　藤郎
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
福島県大沼郡会津美里町松沢字向山2194番地１、前住所福島県大沼郡会津高田町大字松沢字向山2194番地１
債務者　渡部　京子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
福島県会津若松市上町３番３号、前住所福島県会津若松市滝沢町１番16号
債務者　鈴木　慎也
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
福島県南会津郡下郷町大字湯野上字寄上乙1354番地３
債務者　星　　優子（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4386番地４
債務者　鴨志田敏雄
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
茨城県笠間市上郷2596―２、住民票上の住所茨城県行方市沖洲1066番地２
債務者　塚本津弥子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１０号
茨城県鉾田市徳宿3087番地８、旧住所茨城県鉾田市徳宿3088番地１
債務者　斉藤　　彰
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２９号
茨城県水戸市吉沢町163番地　吉沢コーポ歩103号、旧住所埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼468番地２　エントピア大宮Ｄ―102
債務者　松橋　健一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２２０号
茨城県日立市東成沢町３丁目４番19―201号
債務者　石井　　功
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２１号
茨城県高萩市本町１丁目８番地
債務者　堀田　まさ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２２号
茨城県高萩市本町１丁目８番地
債務者　堀田　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２３号
茨城県高萩市本町１丁目８番地
債務者　堀田　静雄
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２５号
茨城県北茨城市磯原町豊田609番地２　サンライズコーポ２号、前住所茨城県北茨城市中郷町小野矢指92番地２
債務者　斉藤　厚子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２９号
茨城県日立市水木町２丁目40番５号
債務者　田邉あさ子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部